



東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

平成29年1月16日
国土交通省東北運輸局
福島運輸支局

いわき市のタクシー事業者に対する 行政処分について

平成27年度監査計画に基づき平成28年1月21日、東北運輸局福島運輸支局が監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたことから、東北運輸局長は下記のとおり、事業の停止処分等を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等の対象事業者及び営業所
事業者：旭タクシー株式会社（福島県いわき市小名浜愛宕町15番地17号）
〔法人番号3380001012210〕
代表者：代表取締役 根本 一男
営業所：本社営業所（福島県いわき市小名浜愛宕町15番地17号）
2. 行政処分等年月日
平成28年12月26日
3. 行政処分等の概要
 - ①事業の停止
平成29年1月16日から平成29年2月14日まで（30日間）
 - ②事業用自動車の使用停止処分
平成29年2月15日から平成29年4月5日まで（1両×50日間停止）
 - ③文書警告
4. 違反の概要
 - ①運行管理者の選任を行っていなかった。（事業停止）
〔道路運送法第23条第1項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項〕
 - ②全運転者に対して点呼を全く実施していなかった。（事業停止）
〔道路運送法第27条第2項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項〕
 - ③営業区域内における営業所の位置の変更の届出を行っていなかった。（使用停止）
〔道路運送法第15条第4項〕
 - ④乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。（使用停止）
〔道路運送法第27条第2項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項〕

- ⑤ 運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。(使用停止)
〔道路運送法第27条第2項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項〕
- ⑥ 高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。(使用停止)
〔道路運送法第27条第2項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項〕
- ⑦ 高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。
(使用停止)
〔道路運送法第27条第2項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項〕
- ⑧ 乗務員台帳の作成を適切に行っていなかった。(警告)
〔道路運送法第27条第2項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項〕
- ⑨ 整備管理者の変更の届出を行っていなかった。(警告)
〔道路運送法第27条第2項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第45条〕
〔道路運送車両法第52条〕

5. 違反点数の付与状況

当該行政処分により付された違反点数 35点
東北運輸局管内における累積違反点数 35点

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局
輸送・監査部門
松原・阿部

TEL : 024-546-0343